

千葉市一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉市規則第36号。以下「規則」という。）に基づく、一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。以下同じ。）の許可に関し、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の方針）

第2条 一般廃棄物収集運搬業の許可は、一般廃棄物の種類及び収集区域を指定し、許可を与えるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可申請をする場合にあっては、規則第27条に規定する一般廃棄物_処分_業業許可（許可更新）申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
- （2）許可を受けようとする業の区分
- （3）取り扱う一般廃棄物の種類
- （4）主たる事務所以外の事務所及び事業場の所在地
- （5）事業の用に供する施設の種類及び数量
- （6）一般廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の面積及び保管できる量
- （7）従業員数
- （8）既に収集運搬業又は処分業の許可を有している場合（他市等のものを含む。）はその許可番号等

2 前項の申請には次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬事業計画書（浄化槽汚泥は様式第1号の1、し尿は様式第1号の2）
- (2) 従業員等調書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (4) 申請者（法人を含む。）が、法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した誓約書（様式第3号）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 事務所、事業場並びに一般廃棄物の運搬車両（以下「運搬車両」という。）の保管場所の配置図及び案内図並びに運搬車両の収容台数を明かにする平面図
- (7) 一般廃棄物の積替え又は保管施設を有する場合は、案内図、配置図、平面図、立面図及び断面図並びに設備及び構造を明らかにする図面
- (8) 事務所、事業場及び運搬車両の保管場所の所有権又は使用权原を証する書類及び一般廃棄物の積替え若しくは保管施設を有する場合はその所有権又は使用权原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産税評価証明書又は契約書の写し）
- (9) 運搬車両の写真（様式第4号）
- (10) 保有車両表（様式第5号）
- (11) 運搬車両の自動車検査証の写し。ただし、申請時において、購入していないものについては、その仕様を記載したカタログ及び購入契約を証する書類（購入後速やかに自動車検査証の写しを提出すること。）
- (12) 運搬車両を他人が所有する場合は、所有者との契約書の写し
- (13) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（様式第6号）

(14) 申請者の直近 2 年間の市税の納付すべき額及び、納付済額を証する書類

(15) その他市長が必要と認める書類

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類及び図面（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 11 号、第 14 号及び第 15 号に掲げるものを除く。）の添付を要しないものとする。

4 前 2 項に掲げる証明書類については、申請日以前 3 か月以内に発行されたものに限るものとする。

(遵守事項)

第 4 条 一般廃棄物収集運搬業を行う者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運搬車両における標識等については、本市の指示に従うこと（浄化槽汚泥の運搬車両については別図によること。）。

(2) 市の処理施設への搬入に際しては、最大積載量 10 トン以下の運搬車両を使用すること。

(3) 前号に定めるものの他、収集運搬に関し本市の指示に従うこと。

(一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更許可申請)

第 5 条 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更許可申請をする場合にあっては、規則第 28 条に規定する一般廃棄物（収集運搬業 処分業）変更許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 業の区分

(4) 変更内容

(5) 変更予定年月日

(6) 変更理由

(7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量

2 前項の申請に関し必要な書類等は、第3条第2項（第5号及び第14号を除く。）及び第4項を準用する。

（一般廃棄物収集運搬業の変更の届出等）

第6条 一般廃棄物の収集、運搬の事業の変更の届出をする場合にあっては、規則第29条に規定する一般廃棄物^{収集運搬業}_{処分業}許可申請事項変更届出書には、次に掲げる書類及び書面を添付するものとする。

（1）省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（2）省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号チからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書（様式第3号）

（3）省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場に関する書類及び図面

イ 事務所及び事業場の案内図

ロ 事務所及び事業場の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産税評価証明書又は契約書の写し）

（4）一般廃棄物収集運搬業に関する省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更については、当該変更に係る施設に関する書類及び図面

イ 事業の用に供する施設の案内図、配置図、平面図、立面図及び断面図並びに設備及び構造を明かにする図面

ロ イに掲げる施設の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産税評価証明書又は契約書の写し）

ハ 運搬車両の自動車検査証の写し

ニ 運搬車両を他人が所有する場合は所有者との契約書の写し

(一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)

第7条 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をしようとする者は、許可の有効期限60日前から第3条に規定する申請書、書類及び図面を提出することができる。

(変更の協議)

第8条 一般廃棄物収集運搬業を行う者が第3条第1項第5号に規定する事項を変更しようとするときは、変更しようとする30日前までに、協議するものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第1号の規定は、この要綱の施行日以後に新たに運搬車両となる車両についてのみ適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。ただし、改正後の第4条第1号の規定は、この要綱の施行日以後に新たに運搬車両となる車両についてのみ適用する。

別図（バキューム車）

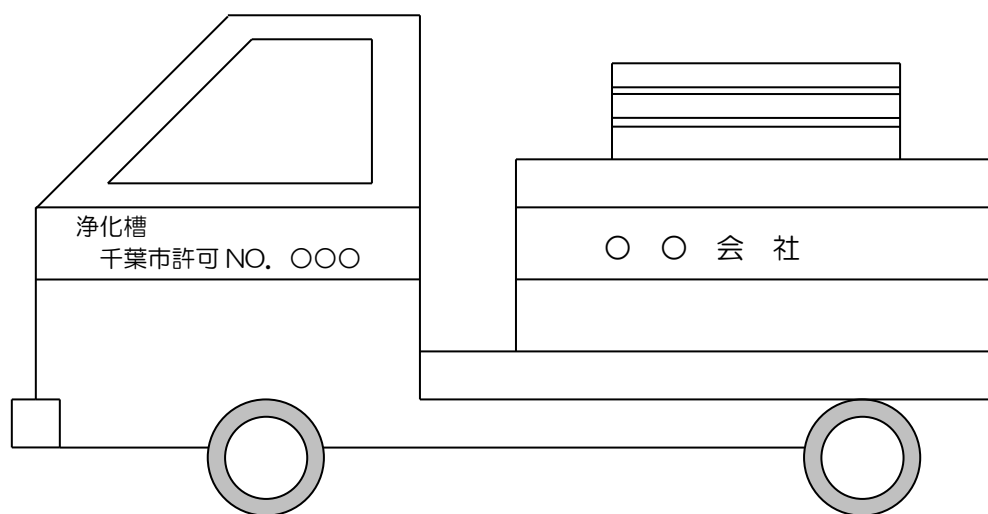
許可車両の側面に塗装する帯は白色とし、大型車25cm、中・小型車20cmの巾とする。

車体に記入する文字の大きさは、大型車9cm（縦）9cm（横）以上、小型車7cm（縦）6cm（横）以上とし上・下2cm以上あけること。

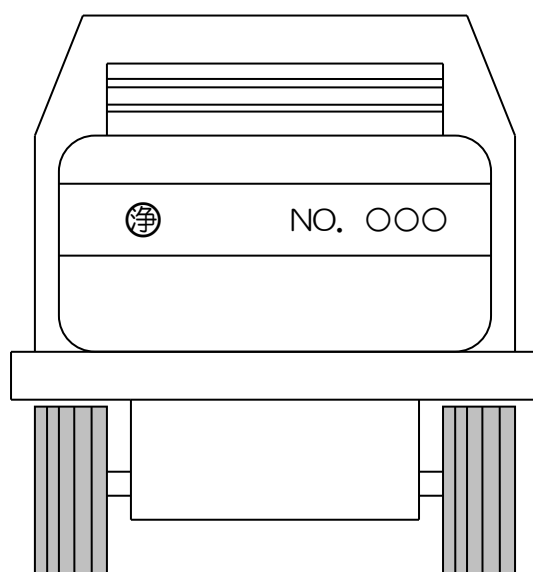
字体は、丸ゴシックとする。

字色は、濃紺とする。

〔左・右側面〕



〔後ろ側〕



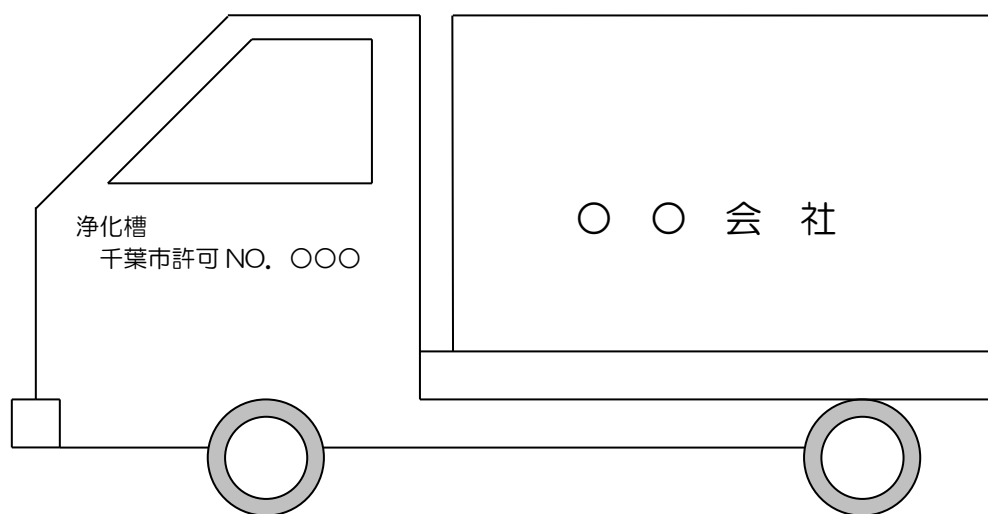
別図（パネル車）

車体に記入する文字の大きさは、大型車 9 c m（縦）9 c m（横）以上、小型車 7 c m（縦）6 c m（横）以上とし上・下 2 c m 以上あけること。

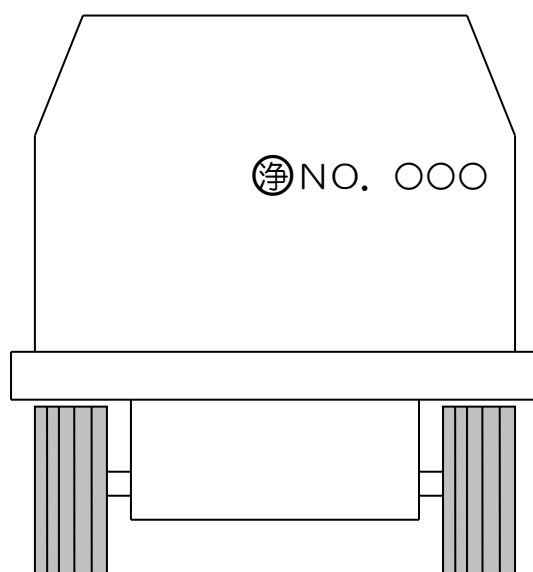
字体は、丸ゴシックとする。

字色は、濃紺を原則とするが、背景色とのコントラスト十分あり、視認性が高い場合はその限りではない。

〔左・右側面〕



〔後ろ側〕



年度一般廃棄物収集運搬事業計画書（浄化槽汚泥）

申請者
住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

月	5～20 人槽		21～50 人槽		51～100 人槽		101～200 人槽		201～500 人槽		501 人槽以上		合計(A)		前年度実績(B)		増減 (A－B)	
	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ	清掃 基数	運搬量 k ℓ
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
1																		
2																		
3																		
合計																		

備考 前年度実績中申請の時に確定していないものは、清掃基数及び運搬量の見込みを記入。

様式第 1 号の 2

年度一般廃棄物収集運搬事業計画書（し尿）

申請者
住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

			前年度実績 (月平均) A	年度収集計画 (月平均) B	増 減 A－B	備 考
処理 総 数	収 集 世 帯 数 （ 世 帯 ）					
	延 処 理 量 （ K L ）					
処 理 内 容	人 員 制	収 集 世 帯 数 （ 世 帯 ）				
		処 理 量 （ K L ）				
	従 量 制	収 集 世 帯 数 （ 世 帯 ）				
		処 理 量 （ K L ）				
輸 送 量	衛生センター	延 台 数 （ 台 ）				
		輸送量（KL）				

様式第 2 号

従 業 員 等 調 書

申請者名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

役員、使用人、運転手、作業員等	氏 名	生年月日	雇入年月日	運転免許証種類番 号	住 所	備 考
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			
		・ ・	・ ・			

※使用人とは、政令で定める使用人。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

※ 添付書類 申請者及び申請者が法人の場合にあってはその業務を行う役員及び政令で定める使用人の下記の書類

- 1 身分証明書 (外国人の場合は、身分証明書と同じ内容の本人作成の誓約書)
- 2 登記されていないことの証明書 (成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するもの)

様式第 4 号

運搬車両の写真

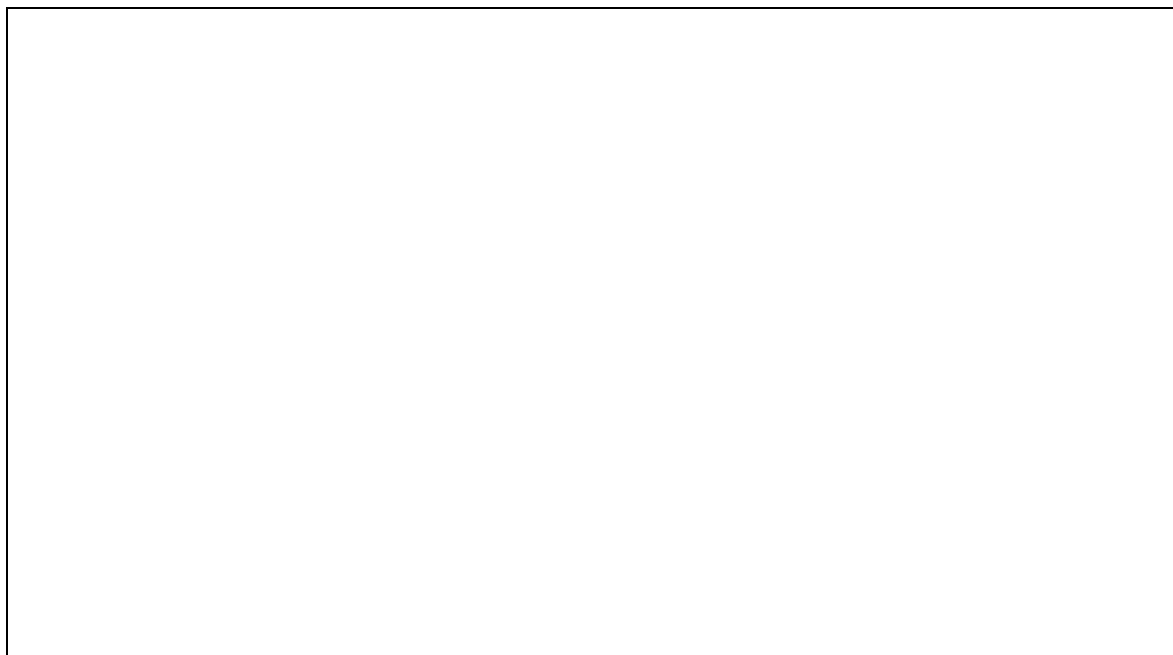
申請者名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

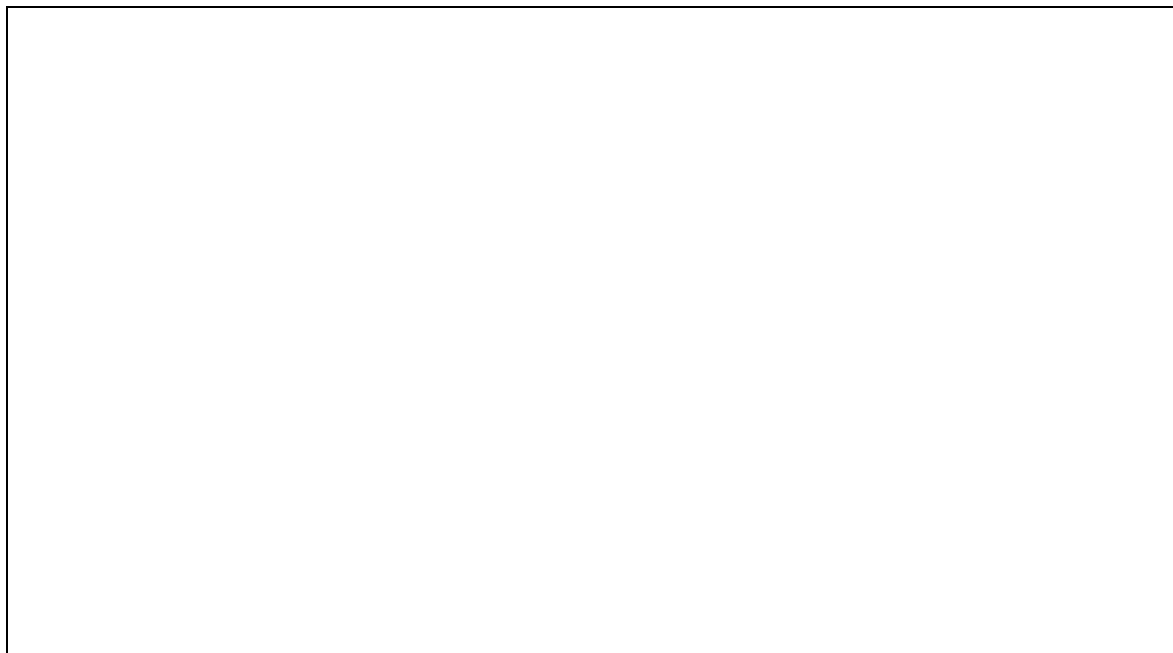
注	1	枚 数	車両毎	斜め後ろ 1 枚	斜め横 1 枚	計 2 枚
	2	サ イ ズ		サービス版 (カラー)		
	3	撮 影		撮影方向から車両全体とし、車両番号又はその他の表示が見えるもの。		
	4	貼付方法		年式順に貼付		

斜め後

車両番号 ()



斜め横



保有車両表

申請者名

(法人にあつては、名称及び代表者名)

車両番号	車名	年式	形状	最大積載量	登録年月日	備考
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	
				KL	平成・令和 年 月 日	

※ リースの場合は備考欄にリース契約期間を記入する。

事業開始の資金及び調達方法

申請者名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

1 資金総額 _____ 円

2 調達方法

単位 千円

自 己 資 金	
金 融 機 関 等 か ら の 借 入	
株 式 発 行	
社 債 発 行	
計	